



N e w s L e t t e r

みんなの まちづくり

第10号 / 2002.3.20

発行 明姫幹線南地区まちづくり協議会
事務局 高砂市役所都市整備部計画課

市長にまちづくり構想等を提案

去る2月20日午後1時半から、高砂市役所南庁舎会議室において、明姫幹線南地区まちづくり協議会会長から、田村市長に「まちの将来像と土地利用の取り決めに関する提案書」が手渡されました。

これまでの経緯や提案の内容を説明し、市の積極的な対応を要請したのに対し、田村市長は「本日の『まちづくり提案』は、地元協議会の総意として真摯に受け止め、都市整備部だけでなく関係部局と連携を更に密にし、皆様の主旨に沿ったまちづくりができる環境を整えていきたい。協議会活動もこれから本番で、市として出来るだけ支援し協働のまちづくりを進めていきたい。」と述べられました。

また、このあと約1時間市長と懇談を行いました。提案および懇談の概要は2・3ページに掲載しています。



市長提案の様子

看板づくりにご参加下さい

まちの将来像を常に認識し、地権者や居住者の皆さんに広く知っていただくため
役員会で協議の結果、看板を作成することになりました。

☆ 簡単な作業で、竜山中学校の生徒さんも何人か参加していただき、皆で楽しみながら制作したいと思います。

☆ 1～2時間の参加でもかまいませんし、終日ご参加いただける場合は昼食を用意致します。

日 時; 3月31日(日)、午前10時から夕方3時ごろまで

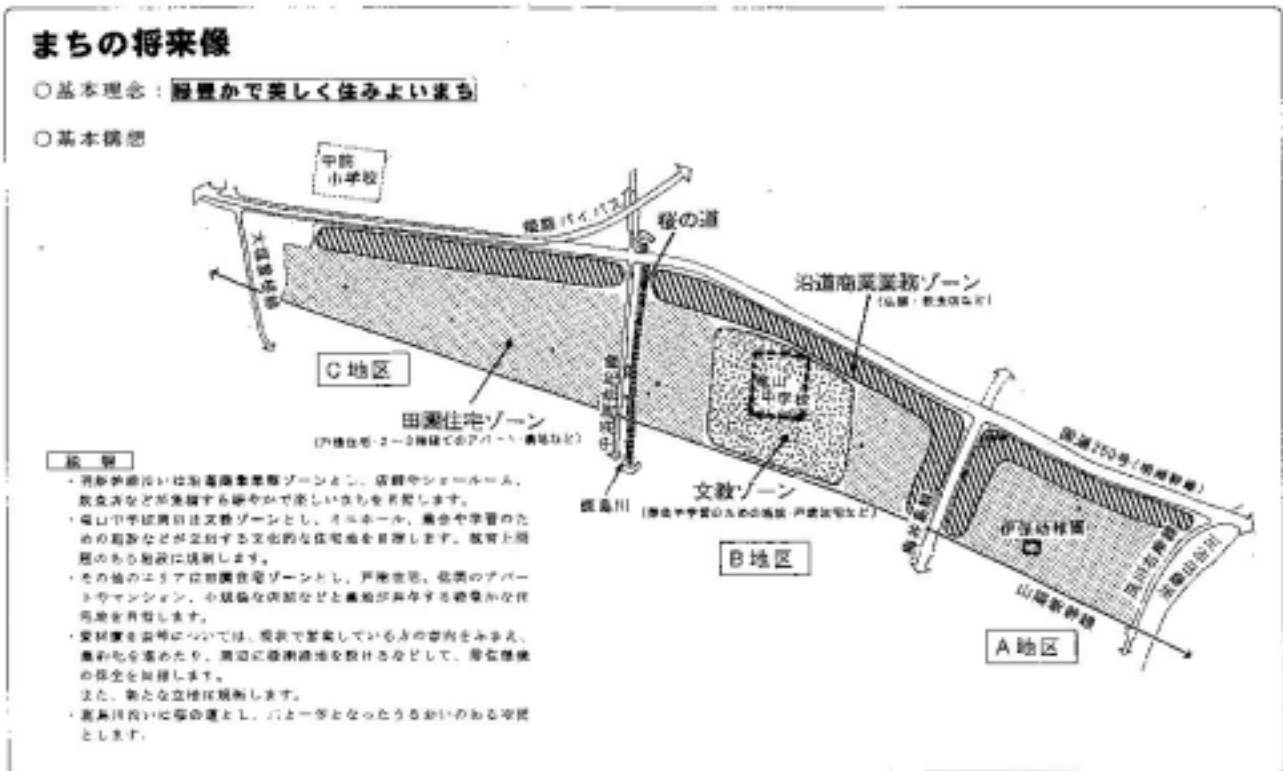
場 所; 竜山中学校、美術室

制作指導; 木炭社の黒田さん(当協議会の会員です)

持 ち 物; ハサミ・カッターなど

市長提案の内容

・提案 1 : まちの将来像



・提案 2 : 土地利用等に関する「取り決め」づくり

「提案 - 1 : まちの将来像」の実現に向けて、土地利用やまちづくりに関する取り決めをつくる。

取り決め内容の骨子(例)

- ・資材置場等の新規立地の規制
- ・農住が共存できるような環境の形成
- ・美しいまちなみの形成
- ・幹線道路沿道の商業・業務施設の適切な誘導

具体的な取り決め内容については、今後、当まちづくり協議会と行政および関連団体の合意のもとに作成する。

〈懇談会の内容〉

問)平成 13 年 11 月に行ったアンケート調査の結果及び市街化区域への編入についてどう思うか？

市長)71.3%という高い回収率は喜ばしい。この協議会における意向を反映させながら進めたい。

市街化区域への編入については様々な意見、各々の立場を尊重しながら住民自身がとりまとめていくことが必要と認識している。市としても市街化編入にあたってのメリット・デメリットを十分検討し方針を決めたい。

問)市の財政状況と当地区での支援の可能性について聞きたい。

市長)現状は非常に厳しく市民病院の赤字解消に一般財源を投入した影響は大きいと認識している。補助事業の見直し、人件費を含む緊急財政対策、行財政改革を進め、市民の理解が得られるよう努めている。厳しい財政だが一定の財源確保を行い可能なかぎり対応していきたい。

提案書の表紙

明姫幹線南地区
まちの将来像と土地利用に関する

提案書

平成 14 年 2 月 20 日

明姫幹線南地区まちづくり協議会

問) 日本全体の人口の減少、社会情勢の変化の中で将来のまちづくりに対する市長のお考えは？また、合併問題についての動きは？

市長) 今後は、市民がまちを選びまちづくりに参画していく時代になる。住みたい・住み続けたいまちづくりが不可欠で、良い手本になるよう居住環境の魅力を整え、人口増にもつなげる努力をしていきたい。また姫路市の方で、政令指定都市を目指した合併の動きがあるが、具体的に話は聞いていない。広域行政を推進する加古川流域での整理を経た後の、将来的構想として考えている。正式に働きかけがあれば、議会でメリット・デメリットを考え、慎重に検討していきたい。

問) 曽根町臨海部の整備と連携した、資材置き場の規制・移転・集約について可能性はあるか？

市長) 条例により資材置き場を規制するには限界があり、ルール作りを通じた地権者への意識付けが必要といえる。移転は関係者の意見もあり総合的な話を進めたい。庁内で道路計画も含めた旧塩田の跡地利用の検討会を立ち上げ、地権者や住民と協働の計画作成を考えている。

問) 今後、市長も時々出席して欲しい。

市長) 私自身地権者であり、可能な限り会議に参加するなど関わりたい。直接住民と話をする機会を望んでおり、役員会だけでなく、公民館等での活動などにも訪ねたい。

< 自由討議 >

役員) 先ほど話があった市民病院への一般財源の投入は、単年度で対応したものか。

市長) 平成 7 ~ 12 年の 5 年間をかけ、国の補助金と一般会計により対応した。病院の自助努力もあり赤字を圧縮してきた。財政難に影響を与えた要因の一つと認識している。

問) 資材置き場の規制については、条例の制定が難しいのか。神戸市の事例ではどうか。

次長) 条例制定が難しいのではなく、個人の権利を条例で規制することが法的に難しいということです。ルールづくりの意義は、地権者全員参加の協議会によって規制内容を取り決めていくことにあり、そのような経緯が条例をうまく機能させることになる。



市長懇談会の様子

樋口) 神戸市は、条例による規制ではなく、地元が総意で協定を定め、市がそれを守らせる仕組みを作っている。法律は条例よりも上位にあり、直接私権を制限するとトラブルも起こる。

申請の際に、役所内の関係部局に情報が回り、ルールに反する建築等が許可され難くなる仕組みが必要で地元も努力を要する。まさに官民一体で団結しないと効力は発揮できない。

市長) 全員参加の協議会で、皆で決めたルールだと

いう意識付けが必要だろう。

樋口) アンケートや懇談会を繰り返していく必要がある。総意は合意しても具体的にになると紛糾する場面もあり、その間に土地利用が変わる。早めに手を打つ必要があり、条例や要綱以外でも、建築確認等の慎重な対応など役所内の意識も高めて欲しい。

お知らせ

◇ 農業委員会と兵庫県宅地建物取引業協会に 「要望書」を提出することが決まりました。



2月20日、市長への提案の後に開かれた役員会で、農業委員会や兵庫県宅地建物取引業協会に当区域の農地転用や土地取引にあたり、居住環境になじまない場合に、一考していただくようお願いすることになりました。現段階では法的な裏付けがないため、農業委員の方々や不動産業者の自主的な配慮に期待するしかありませんが、少しでも行動することで、良好なまちづくりに一歩近づくのではないかと考えられます。

◇ 事務局スタッフ(ボランティア)募集!

これまで市計画課が事務局をしてきましたが、先般のアンケート調査でも、「住民主体」であるなら、事務局も地元ですべきだとの意見がありました。事務局の仕事はアンケートの集計などプライバシーに関わることもあり、全てを地元にお任せする訳にもいきませんが、「みんなのまちづくり」の編集や配布、役員への連絡など、本来地元の方に行なって頂く方が良い業務も沢山あります。そこで役員会でも検討の結果、事務局スタッフ(ボランティア)を募集する事となりました。年齢等は問いませんが、できればパソコンの使える方、編集経験のある方、平日の昼間でも適当に時間のとれる方が望ましいかと思えます。積極的な応募を期待します。

◇ まちの将来像の看板作成!

1 ページ目にも書きましたが、まちの将来像の看板を作り、地区内3箇所に設置しようと準備しています。看板の中には、中学生による将来のイメージ図も盛り込む予定です。

提案書は、事務局及び役員宅に配置してあります。
ご覧になりたい方は遠慮なく申し出てください。



協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。

発行：明姫幹線南地区まちづくり協議会

事務局：高砂市都市整備部計画課 TEL：0794-43-9033

FAX：0794-43-9091

e-mail：tact3810@city.takasago.hyogo.jp